

退職時に行う年金の手続について

＜一般組合員向け＞

— 公立学校共済組合神奈川支部 —

- ◎一般組合員：常勤職員・再任用フルタイム職員・任期付フルタイム職員・会計年度任用職員（フルタイム13か月目以降）
- ◎短期組合員：臨時的任用職員・再任用短時間職員・任期付短時間職員・会計年度任用職員（短時間及びフルタイム12か月目まで）

1 退職時に共済組合に提出する書類

手続が必要

ここでいう「退職」とは、「公務員共済組合の一般組合員でなくなる」ことをいいます。そのため、定年等で退職後、引き続き一般組合員（再任用フルタイム職員等）になる方は、次の①②の手続は必要ありません。

① 年金の受給権発生前の方（S34. 4. 2以降生まれ） ⇒ 「退職届書」提出

引き続き短期組合員（臨時的任用職員等）となる方は、「退職」に該当しますが、次の手続は必要ありません。

「退職届書」は、3月下旬に所属所あてに送付します※¹ので、3月31日時点の所属所を經由して提出してください。

「退職届書」を提出することにより、将来の年金決定に必要な年金記録（公務員期間、報酬額等）が整備され、「年金待機者」として登録されます。「年金待機者」として登録されると、公立学校共済組合本部から自宅あてに「年金待機者登録通知書」等が送付されます。

※1 定年、勸奨退職、自己都合退職で、任命権者から退職予定者として連絡があった方。

様式B(ターンアラウンド用)

※記入要領に従い、横書きではっきりと記入の上、押印してください。

公立学校共済組合 退職届書 (再任用組合員用)

退職届書 (見本)

退職届書 (見本)

退職届書提出後に、住所・氏名が変更となった場合に提出しない場合もご確認ください。(退職届書提出時に提出いただく必要はありません。)

年金待機者異動報告書

年金待機者異動報告書 (見本)



待機者登録完了後、氏名、住所等に変更が生じた場合は、「退職届書」と共に送付する「年金待機者異動報告書」を公立学校共済組合本部へ提出して、変更の手続きを必ず行ってください。届出の様式は公立学校共済組合本部ホームページからもダウンロードできます。

② 年金の受給権発生後の方（S34. 4. 1 以前生まれ） ⇒ 「改定請求書」等提出

「高齢厚生年金改定請求手続」と「年金払い退職給付請求手続」（65歳以降の退職の場合）の手続きが必要です。

手続に必要な書類を3月下旬に自宅あてに送付します※2ので、期日までに提出してください。

※2 提出書類を送付する対象者

- ・ 一般組合員のうち、次年度の勤務継続の有無に係る調査（2月初旬頃実施予定）で、「回答票」を提出した方。
- ・ 定年、勸奨退職、自己都合退職で、任命権者から退職予定者として連絡があった方。



3月末に退職される方は、退職後に年金の改定手続を行うことにより在職停止※3が解除されますが、4・5月分の年金の支給は、8月以降（予定）です。

※3 年金受給者が組合員(在職者)である間は、年金の一部又は全部が支給停止となります。

2 退職後の勤務に伴い加入する年金制度

手続が必要

(1) 退職時に 60 歳以上の方 (S38. 4. 1 以前生まれ)

退職後に再就職し、年金制度に加入する方は、勤務先を通じて手続をしてください。令和 5 年 4 月 1 日以降、厚生年金に加入しない場合は、手続不要です。

(参考) 「①60 歳以上で老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない方」、「②受給資格期間は満たしているが保険料を納付した月数が少なく満額 (40 年間保険料納付分) の老齢基礎年金が受けられない方」は、①の方は 70 歳になるまで、②の方は 65 歳になるまで国民年金に任意加入することができます (厚生年金保険に加入中の方は除く)。
手続はお住まいの市区町村の年金窓口で行ってください。

(2) 退職時に 60 歳未満の方 (S38. 4. 2 以降生まれ)

60 歳になるまでは公的年金に加入する必要があります。次のア又はイに必ず加入してください。

ア 厚生年金 (勤務先で加入する方)

勤務先に確認し、手続をしてください。

イ 国民年金 (勤務先で厚生年金に加入しない方・無職の方)

(ア) 自分が加入する場合

退職後 14 日以内に、お住まいの市区町村の窓口で国民年金 (第 1 号被保険者) の加入手続を行ってください。退職後に当共済組合の任意継続組合員となった場合、子の被扶養者となった場合も国民年金の加入手続は必要です。

(イ) 配偶者の被扶養者になる場合

配偶者が厚生年金に加入しており、あなたが配偶者の被扶養者になる場合は、配偶者の勤務先を通じて国民年金 (第 3 号被保険者) の加入手続を行ってください。(市区町村窓口での国民年金の加入手続は不要です。)

3 60歳未満の被扶養配偶者の年金加入手続

手続が必要

ご自身の被扶養配偶者も、60歳になるまでは公的年金に加入する必要があります。

ご自身が令和5年4月1日から厚生年金に加入して、配偶者があなたの被扶養者である場合、配偶者はあなたの勤務先を通じて国民年金第3号被保険者の手続を行い、年金制度に加入することになります。

あなたが令和5年4月1日以降厚生年金に加入しない場合は、配偶者本人が国民年金加入の手続を行ってください。配偶者が当共済組合の任意継続組合員の被扶養者になった場合も、国民年金の加入手続は必要です。

4 年金の見込み額について

◆「ねんきん定期便」

直近の誕生月の月末に、公立学校共済組合本部からご自宅あてに送付した「ねんきん定期便」で確認できます。

なお「ねんきん定期便」の年金見込額は、対象者の年齢によって次のとおり計算されています。

- ① 50歳以上60歳未満・・・60歳まで継続加入したと仮定して計算
- ② 60歳以上（引き続き厚生年金に加入する場合）・・・定期便が送付された年齢の4か月前まで継続加入したとして計算

◆「地共済年金情報 Web サイト」

年金加入記録及び見込額の確認をすることができます。詳しいことは、「公立学校共済組合本部ホームページ」に掲載されています。

地共済年金情報 web サイト→<https://www.chikyosai-nenkin-web.jp/>

5 年金のしくみ

(1) 老齢厚生年金

次の全ての要件を満たす場合に支給されます。

- ◆ 65歳以上であること
- ◆ 被保険者（組合員）期間等が10年以上あること

なお、厚生年金に加入し報酬を受け取っている老齢厚生年金受給権者は、報酬と年金の合計額が一定の基準を超えると、段階的に年金の支給が停止されます。

(2) 老齢基礎年金

共済年金や国民年金、厚生年金に加入した期間が通算して10年以上である者が65歳に達したときに支給されます。

◎年金額（令和4年度）

40年間保険料を納付した場合 777,800円

（保険料納付の不足期間がある場合は、その期間に応じて減額されます。）

(3) 年金の繰上げ請求について

60歳以降、支給開始年齢（65歳）になる前から年金を繰上げて受給する制度があります。ただし、繰上げて受給すると制約を受ける事項があります。

- ◆ 支給される年金の額は、繰上げする期間1か月につき0.4%減額され、この減額率は生涯変わりません。

※繰上げ決定後の取消・変更はできません。

- ◆ 老齢基礎年金及び公務員期間以外の厚生年金も、全て同時に繰上げ支給する必要があります。

(4) 障害厚生年金

次の全ての要件を満たす場合に支給されます。

- ◆ 初診日が一般組合員の被保険者期間中にあること
- ◆ 障害認定日（初診日から1年6か月経過した日）に障害等級の1～3級の状態にあること
- ◆ 保険料納付要件あり（請求時は共済組合に確認）

なお、初診日が一般組合員の被保険者期間中にあり、障害認定日に3級以上の障害状態になかった者が、その後65歳に達する日の前日までに、同一傷病により3級以上の障害状態になり、かつ本人からの請求があった場合にも支給されます（事後重症）。

◎障害手当金（一時金）

初診日が一般組合員の被保険者期間中にあり、当該初診日から起算して5年を経過する日までの間にその傷病が治った日において、一定の障害の状態にある場合に支給されます。

(5) 障害基礎年金

次の全ての要件を満たす場合に支給されます。

- ◆ 初診日が被保険者期間中にあること
- ◆ 障害認定日（初診日から1年6か月経過した日）に障害等級の1～2級の状態にあること
- ◆ 保険料納付要件あり（請求時は共済組合に確認）

なお、初診日が被保険者期間中にあり、障害認定日に2級以上の障害状態になかった者が、その後65歳に達する日の前日までに、同一傷病により2級以上の障害状態になり、かつ本人からの請求があった場合にも支給されます（事後重症）。

◎年金額（令和4年度）

1級…972,250円＋子^(注)の加算 2級…777,800円＋子^(注)の加算

子の加算	◆第1子・第2子	各223,800円
	◆第3子以降	各74,600円

(注) 子とは、18歳に達する日の属する年度末までの間にある子（障害等級の1級又は2級の障害状態にある子は20歳未満）で、婚姻していない者に限る。

(6) 遺族厚生年金

次のいずれかに該当したときに、その者の遺族に支給されます。

- ◆ 被保険者が死亡したとき※
- ◆ 被保険者であった者が、一般組合員の被保険者期間に初診日がある傷病により、当該初診日から起算して5年以内に死亡したとき※
- ◆ 障害厚生（共済）年金（1級又は2級）の受給権者が死亡したとき※
- ◆ 老齢厚生（退職共済）年金の受給資格期間が25年以上ある者が死亡したとき
- ※ 支給には保険料納付要件があります。請求する時に共済組合に確認してください。

◎遺族の範囲および順位

① 配偶者^(注1) 及び子^(注2) ② 父母^(注1) ③ 孫^(注2) ④ 祖父母^(注1) の順で、被保険者（又は被保険者であった者）の死亡の当時、その者によって生計を維持されていた者

(注1) 夫、父母、祖父母は55歳以上の者

(注2) 子及び孫については、次のいずれかに該当している者に限られる

- ・18歳に達する日の属する年度末までの間にあること
- ・配偶者がいないこと
- ・被保険者（又は被保険者であった者）の死亡当時から引き続き障害等級が1級又は2級の障害の状態にあり20歳未満であること。

◎参考

一般的には、遺族厚生年金の額は老齢厚生年金の4分の3に相当する額とされています。

(7) 遺族基礎年金

国民年金の被保険者又は老齢基礎年金の受給権者などが死亡したとき、その遺族に支給されます。

なお、支給には保険料納付要件があります。請求する時に共済組合に確認してください。

◎遺族の範囲

死亡の当時、被保険者に生計を維持されていた次の者

- ① 子^(注) のある配偶者 ② 子^(注)

(注) 子とは、18歳に達する日の属する年度末までの間にある子（障害等級の1級又は2級の障害状態にある子は20歳未満）で、婚姻していない者に限る。

◎年金額（令和4年度）

777,800円 + 子の加算

子の加算	◆第1子・第2子	各 223,800円
	◆第3子以降	各 74,600円